

# 上柴東小学校における盗撮防止等ガイドライン

R8.4.1

## 1. 目的

本ガイドラインは、埼玉県教育委員会の指針に基づき、校内における盗撮行為を未然に防止し、児童、教職員および来校者のプライバシーと安全を守ることを目的とする。併せて、万が一発覚した際の被害者保護、被害拡大防止、および迅速な組織的対応の手順を定める。[1, 2]

## 2. 対象および定義

- **対象者:** 児童、教職員、および学校に立ち入るすべての来校者(保護者、外部事業者、一般来客等)。
- **対象場所:** 学校敷地内のすべての施設、および校外活動(修学旅行、遠足、部活動の遠征等)が行われる場所。
- **盗撮の定義:** 同意を得ずに他人の身体や下着を撮影する行為、および盗撮目的で機器を設置・向ける行為([埼玉県迷惑行為防止条例](#)に準ずる)。[1, 2, 3, 4]

## 3. 未然防止対策

### (1) 端末利用の制限(教職員)

- **個人所有端末の利用禁止:** 個人所有のスマートフォンやカメラ等で児童生徒を撮影することを原則一律で禁止する。
- **学校所有端末の利用:** 授業や学校行事等で撮影が必要な場合は、事前に管理職の許可を得て、公用端末(学校所有の iPad、カメラ等)を使用する。
- **データの取扱い:** 撮影したデータは学校指定のサーバーに速やかに保存し、端末内からは遅滞なく削除する。[1, 2]

### (2) 来校者への協力依頼

すべての来校者に対し、以下の3点を徹底し、必要に応じて立ち入り制限を行う。[1]

- 事務室での受付、記名、および「来校者名札」の着用義務化。
- 児童を撮影する際、個人情報や肖像権、プライバシーへ配慮することへの協力要請。
- 必要に応じ、来校者の立ち入りを許可しない区域(更衣室周辺など)を設定し、掲示を行う。[1]

### (3) 環境整備と点検体制

- 隠しカメラ等の不審物にいち早く気付けるよう、校内のすべての場所を常に整理整頓する。
- 日常点検(清掃・巡回時)に加え、各学期に1回以上の「定期点検」、および長期休業や学校行事の前後等に「臨時点検」を実施する。
- 定期点検は、「管理職」と「一般教職員」がペアになり、死角を生み出さない体制で行う

#### 4. 校内点検チェックリスト(埼玉県様式準拠)

点検日:2026年\_\_月\_\_日 / 点検者(ペア):(管理職)\_\_\_\_\_ (教職員)\_\_\_\_\_

##### 【共通・施設環境】

- 校内すべての場所(特に死角となる場所)が常に整理整頓されているか
- 施設設備の鍵(更衣室、シャワー室、物置等)は適切に保管・管理されているか
- 撮影禁止区域(トイレ、更衣室等)に、注意喚起ポスターやステッカーが視認しやすい位置に掲示されているか [1, 2, 3]

##### 【女子・男子更衣室、シャワー室、プール】

- 壁、床、天井(特に換気口、点検口、照明器具周辺)に不審な穴や設置物がないか
- ロッカー内、ロッカーの隙間、棚の上、床隅に不審な電子機器(モバイルバッテリー型、小型カメラ等)がないか
- 外からの視線を遮る仕切り、カーテン、ブラインド、防犯用目隠し等に破損や不審な隙間がないか
- 据え置き品の備品(時計、ハンガー、消臭剤、鏡など)が不自然に増えていたり、向きが変わったりしていないか [1, 2, 3]

##### 【児童生徒・教職員トイレ】

- 個室(便器の周囲、洗浄レバー周辺、トイレトーパーホルダーの裏)に不審な器具の付着がないか
- 個室の仕切り壁の上下の隙間、通気口、ネジ頭を模した不審な突起物がないか
- トイレ内に長期間放置されている清掃用具、段ボール、不審な置き忘れ物がないか

##### 【教室、保健室、その他の諸室】

- 教室内(教卓の裏、配線ボックス、プロジェクター周辺、エアコン、時計など)に不審な機器がないか
- 保健室のベッド周辺(カーテンレール、衝立の隙間、救急箱周辺)の死角に不審物がないか
- 部室、器具庫など、生徒が着替えを行う可能性のある部屋の点検が行われているか [1]

##### 【管理・行動の確認】

- 教職員が授業や活動中に、個人スマホを不自然に児童生徒に向けていないか(行動の確認)
- 外部事業者の校内立ち入り時、教職員の立ち会いまたは通行ルートの制限が行われているか [1, 2]

## 5. 発覚・認知時の対応手順

1. **被害生徒の保護とケア:** 被害に遭った児童生徒の安全を最優先で確保し、精神的負担を軽減するため速やかに別室へ誘導してケアを行う。
2. **証拠保全と隔離:** 加害の疑いがある者の身柄を確保し、撮影に使用された端末等の証拠を隔離する。データの消去・隠滅を防止する。
3. **通報・報告:** 校長等の管理職へ即座に報告し、速やかに警察への通報および教育委員会への報告を行う。
4. **組織的対応(加害者が教職員の場合):** 万が一加害者が教職員であった場合は、事実関係を確認のうえ、速やかに保護者会や児童生徒への説明会を開催し、経緯説明と再発防止策を提示する。[1, 2, 3]